

2. 事業の概要と成果	
(1) 上位目標の達成度	2016 年より実施してきた職業訓練、計 4 期、合計 798 名の修了生の内、330 名が企業への就職を果たし、241 名が個人開業することができ、合わせて 571 名 (71.5%) が進路決定した。修了生の進路決定後の月給も訓練前と訓練後とで比較すると 3,000 タカ程 (約 3,900 円) 月給が増加していることが確認できた。 また、非正規企業の労働環境改善への取り組みも、計 135 社へアプローチし、改善項目 36 項目の内「照明の状況」や、「衛生的なトイレ」などの項目において全ての対象企業での改善が確認された。 これらのことから、本事業の活動が非正規企業で働く青少年の生活環境向上につなげることができていると言える。
(2) 事業内容	1. 青少年の能力強化 1.1 職業訓練の提供 1 年次より引き続き職業訓練 6 コース (「工業ミシン稼働」、「家庭電器配線と軽家電」、「電子基板・機器修理」、「携帯電話修理」、「冷蔵庫・エアコン修理」、「バイク修理・メンテナンス」) を提供した。 2 年次では職業訓練 6 コース (1 期=6 ヶ月間) 計 2 期の訓練を実施し、訓練修了後に正規企業への就職と個人開業を推し進めた。2 期合計 409 名が訓練を受講し、392 名が修了することができた (95.8%)。 訓練を修了することができなかった 17 名に関しては家族と他地域への移動をしなければならない、家計を助けるためすぐに働く必要があったなどの理由により中途退学した。 また、本年次においてカリキュラム改善ワークショップを開催。受け入れ先となる正規企業を招きカリキュラムのフィードバックを受けると共に、各訓練コースのインストラクターと就職後に必要な技術、訓練で扱う内容について協議し授業に反映させた。各コースに関連する分野の企業、合わせて 16 社がワークショップに参加し、インストラクターとのカリキュラム改善に協力していただいた。 1.2 就職支援 2 年次 2 期の訓練が実施され、392 名の修了者の内 228 名が企業への就職もしくは個人開業するに至った。 1.2.1 正規企業就職斡旋 1 年次より引き続き修了生の就職先となる正規企業への訪問を行った。週 5~6 社を訪問し、求人の確認、他企業とのコネクション作りなどを行い、関係構築を図った。 1 年次より就職率の低いコース「携帯電話修理」、「冷蔵庫・エアコン修理」、「バイク修理・メンテナンス」コースは関係構築ができていた企業数も少なかったため特にネットワーキングに力を入れ、訪問企業数を増やし、訓練修了生の就職のつなぎ先を増やすことができた。 1.2.2 個人開業支援 個人開業を目指す訓練修了生を対象にビジネスの基礎、価格設定、帳簿のつけ方、接客・交渉スキルなどについて学ぶ「個人開業支援ワークショップ」を計 3 回開催し、合計 96 名が参加。また既に個人開業を果たした訓練修了生のフォローアップも行い、訓練修了生の事業の進捗状況、特に収入、適切に会計管理が行われているかなどを確認していった。また、技術面でのサポートが必要な場合、訓練修了生の店舗や訓練校にてインストラクターが相談に乗るなどしてサポートした。 2. 社会啓発活動 非正規企業の労働環境を改善するため、1 年次より継続して非正規

	企業雇用主とのミーティングやトレーニングなどを実施した。また、コミュニティグループ、青少年グループを形成し、コミュニティによる非正規企業のモニタリングや青少年自身による啓発活動を実施した。 2-1 非正規企業的能力強化 労働環境改善に取り組んでいる非正規企業 135 社（1 年次より継続している非正規企業 119 社）のモニタリングを継続。1 年次に 26 項目から 31 項目に細分化した労働環境改善の指標となる項目、特に安全管理における項目を更に細かく分け、36 項目とした。モニタリングを実施すると共に改善されていない項目に関しては本事業スタッフが助言を与えたり、雇用主とで話し合いながら対策を講じた。 2-2 コミュニティの能力強化 1 年次に設立した 5 つの Community Watch Group (CWG：地域の有力者、保護者、地域行政の代表者などから形成) により非正規企業の法令遵守、青少年の権利保護がなされているかのモニタリングが実施された。 グループ毎にミーティングが実施され、上記のモニタリングに加え、労働環境改善についての進捗状況が共有された。また、特に労働環境改善について、非正規企業の雇用主によっては改善が難しかったり、方法がわからない項目もあり、それらの項目の改善方法に関しても意見交換などが行われた。 2-3 青少年能力強化 非正規企業で働く青少年によるグループ（25～30 名×10 グループ）が形成され、青少年同士による情報交換や、子どもの権利などについての理解を深めるための「青少年グループミーティング」が実施された。全グループ合わせ 10 回グループミーティングが実施され、延べ 990 名の青少年がミーティングに参加した。
(3) 達成された成果	<青少年能力強化> 直接裨益者数：青少年 848 名（職業訓練 2 期合計 409 名、青少年グループ 439 名）、非正規企業雇用主 135 名、地域住民 120 名 職業訓練：同事業 1 年次より継続して 2 期（全体の第三～四期）実施、2 期合計 392 名が訓練を修了した。 第三期訓練実施期間：2017 年 7 月～12 月 第四期訓練実施期間：2018 年 1 月～6 月 第三期修了率 96.0%（201 名受講、193 名修了） 第四期修了率 95.7%（208 名受講、199 名修了） 進路決定（就職／個人開業）：2 期合わせ、訓練修了生 409 名の内 56% が進路決定に至った（就職 147 名、個人開業 81 名）。 第三期進路決定 73%（就職 90 名、個人開業 50 名） 第四期進路決定 44%（就職 57 名、個人開業 31 名） 引き続き事業 1 年次第一期、第二期修了生の就労支援を行い、事業 2 年次完了報告時までにおいてそれぞれ 86.0%と 82.3%の進路決定に至った。事業 1 年次完了報告時から事業 2 年次完了報告時（2018 年 8 月末）における増加率は以下の通りである。 第一期修了生（215 名） 事業 1 年次：75%（計 162 名：就職者数 77 名、個人開業 85 名）

事業2年次：86%（計185名：就職者数93名、個人開業92名）
第二期修了生（192名）
事業1年次：45%（計87名：就職者数48名、個人開業39名）
事業2年次：82%（計158名：就職者数90名、個人開業68名）

訓練受講前後で給与の変化も確認でき、就職もしくは個人開業した修了生は訓練受講前と比較し、訓練前が平均3,382タカ（約4,397円）だったのに対して、訓練後は企業への就職をした修了生が平均6,819タカ（約8,865円）、個人開業した修了生が6,713タカ（約8,727円）月給が増加していることが確認できた。

就職支援において、中間報告時（2017年12月）では「携帯電話修理」、「冷蔵庫・エアコン修理」、「バイク修理・メンテナンス」の3コースの修了生の就職率が伸び悩んでいた。主な理由として受け入れ先となる企業数が少ない、つながりが弱い、修了生が家族と離れて一人で上記コースの工場が多くあるダッカ市外への就職を敬遠する、などが挙げられた。

上記の課題を受け、下半期では就職率の低いコースに関連する正規企業への訪問数を増加させた。正規企業訪問を強化したことで、訓練内容の共有、求人情報の提供を受けることができ、また、企業説明会を訓練校で実施していただけたことで企業と訓練生が直接関わることのできる場を設けることができた。

正規企業から直接説明を受けることで訓練生も仕事面に限らず、生活面も含めて各企業で働くイメージを持つことができ、訓練生の心理的ハードルを下げることもできた。また事前に求人情報を提供してもらうことで複数人が同時に応募でき、更には採用に至るケースが増えた。ほとんどの場合、同じ訓練を受講した知人や友人同士であるため、家族と離れ一人で暮らす心細さを解消することが可能となった。修了生の就職先、事業スタッフによってアプローチした企業を含め、ネットワークした正規企業数は1年次の144社から220社に増加した。

訓練受講生が訓練修了から就職に至るまでの期間は平均して3ヶ月から6ヶ月要しており、第四期修了生（2018年6月修了生）の進路決定に関しても今後増加することが見込まれる。本事業第3年次においても引き続き進路未決定者のフォローアップを実施し、修了生の就職と個人開業を後押ししていく。

<社会啓発活動>

事業開始時（本事業1年次）より労働環境改善に取り組んでいる非正規企業119社の多くは1年目終了時点で大きな改善を見せ、その後においても継続して改善する努力が見られた。

改善項目は事業1年次の31項目から幾つかの項目に細分化し、現在36項目となっているが、上記119社の非正規企業のうち80%が20項目において改善を達成した。特に、「照明の状況」、「作業場の空気循環の状況」、「衛生的なトイレ」、「手洗い用石鹸」、「手洗い場の有無」などの項目においては非正規企業119社全て（100%）において改善が確認された。

事業開始後、労働環境改善に取り組んでいる非正規企業数に増減があったが、本報告時において135社が労働環境改善への取り組みを行っている。事業2年目以降から労働環境改善に取り組んでいる企業に関しても1年後には多くの項目において改善されていることが確認された。

多くの項目が改善されている一方で、「雇用契約書の有無」、「子どもの教育に対する理解」、「エプロンの着用」、「長靴の着用」に関しては

	全ての非正規企業において改善を確認することができなかった（達成率 0%）。加えて、「ID カードの支給」、「従業員へのトレーニング機会」、「貯金ができるシステムの有無」、「ゴーグルの着用」、「ヘルメットの着用」などは非正規企業の 50% 以上において改善を確認することができなかった。 5 つの CWG は各非正規企業が取り組んでいる労働環境改善の進捗状況を共有し、改善ができていない項目に関する対応策などを協議した。5 グループ合わせて延べ 13 回のミーティングが実施され、延べ 199 名が参加した。 上記改善項目に関して、雇用主から少しずつ取り組んでいるとの報告もあるが、零細企業のキャパシティでは限界があるとの声や、そもそも改善方法がわからないといった声もあった。改善方法がわからないものに関しては、今後、CWG での協議など自助努力を促しつつ一部をサポートしていく。「雇用契約書の有無」などは、雇用主も作成したことがなかったり、フォーマットや必須事項などがわからなかったり、雇用主の識字力の問題もあるため、テンプレートの準備や使用方法などを教えるなどして改善を図っていく。また、「長靴の着用」、「ヘルメットの着用」など安全装備における項目で多く確認されたのは、雇用主が準備しても従業員が着用慣れしていないため使用を拒むケースがあり、雇用主だけでなく、非正規企業で働く従業員である青少年に対しての啓発活動にも引き続き力を入れ、労働環境改善の重要性を様々なステークホルダーに理解してもらい、地域全体の意識改善に努めていく。 青少年能力強化に関しても、10 回のミーティングの開催の他、子どもたちによる地域への啓発活動として労働環境改善や子どもの権利に関する劇が披露された。地域の人延べ 389 名に対して啓発活動は計 4 回実施され、延べ 218 人の子どもが参加した。また、子どもたち自身が他の子どもたちへ労働環境や、子どもの権利についてのトレーニングを行う「リーダーからグループメンバーへ研修」を実施した。研修は 10 回開催され、延べ 439 名の子どもが参加した。
(4) 持続発展性	本事業終了後も、現地提携団体が主体となり本事業で培ったノウハウを元に職業訓練を継続していく。現在提携団体は他地域でも初等大衆教育省（MoPME : Ministry of Primary and Mass Education）や国際 NGO と連携し、職業訓練を実施しており、本事業終了後も国際 NGO との協働を中心に事業継続の調整を行っている。 また、現在も有志によって活動が行われている CWG に関しても事業終了後、継続して非正規企業のモニタリング、コミュニケーションを行っていくことが期待されている。事業終了後も提携団体が地域を訪問し、各 CWG の活動状況を確認していく。 資機材管理（所在、使用状況等）、職業訓練実施状況等、事業終了後も弊団体が提携団体を通し、フォローアップを実施していく。